

Some Native Warriors in the Owari Clan 2

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/1525

近世の尾張藩における尾張衆とその知行地（後編）

梶 川 勇 作

前編（本誌、第6号掲載）では、尾張衆の来歴を述べ、「尾張衆の知行地」の一覧を掲載した。後編では尾張衆のうち生駒、横井、千賀の3氏の知行地について論及する。その前に、尾張衆について要約する。

1. 尾張衆

慶長5年（1600）、関ヶ原の合戦後、徳川家康はそれまでの尾張領主・福島正則を安芸広島に転封させ、松平忠吉（徳川家康の四男）を武蔵忍から移して尾張清洲城主とした。この時、尾張の中でも知多郡のみは忠吉領から除かれ、家康の直轄地とされた。慶長11年（1606）、知多郡も忠吉に加増される。しかし、彼は翌年に病死し、代って甲斐から徳川義直（家康の第9男）が尾張に入封した。これが「御三家筆頭」尾張徳川家の始まりである。ただし、義直は当時9歳で、家康とともに駿府にいた。それゆえ、尾張の藩政は当初は平岩親吉、慶長16年からは成瀬・竹腰両氏が執政（両家付家老）となって担当した。義直が駿府の家臣と名古屋城へ移ったのは、家康の死去後、元和2年（1616）夏である。

慶長12年に尾張に移封された義直の領地は忠吉時代と同じ尾張国一円であった。翌年実施の尾張一国検地（首席奉行の伊奈備前守忠次の名前から備前検地という）で決定された尾張の石高469,785石と、この検地から除外された横井氏の知行地（約8,700石）および早尾輪中（約2,800石）の両者を加えると、当時の尾張一国の石高は、481,301石であった。以後、元和5年（1619）まで義直の所領は増加する。まず、慶長17年（1612）、木曾川筋の流路が移動し、美濃海

西郡富安輪中と中島郡の1か村が尾張藩領となったほかに、美濃国各務・羽栗・中島・可児の4郡内で、高7,580石が加封された。元和元年（1615）大坂落城の後、家康は、信濃国木曾と木曾川沿いの美濃国可児・加茂・恵那・武儀4郡の内で高32,283石を加増した。さらに同5年（1619）美濃の13郡において高5万石を加えられた。これによって尾張藩領高は57万2千石となった。この外に、義直の尾張入封から元和5年までに新しく尾張藩に付属した旧幕臣らの知行高（約49,000石）が領知高に加えられている。若干の変動を除けば、この藩領が明治維新まで続く。

このような成立経過を辿った尾張藩ではその家臣団は様々な系譜を持っている。尾張藩には、藩の儒家・松平君山が延享2年（1745）に完成させた『士林派洵』という系図集成がある。そこでは、初代藩主・義直が誕生した慶長5年（1600）から2代・光友が死去した元禄6年（1693）までに仕官した平士以上の格の家が仕官系譜別に16に分類されている。その一つが尾張衆である。尾張衆とは松平「忠吉君改封尾州時世家以其本貫従仕者」、すなわち、松平忠吉の尾張への移封の際に、尾張の在地領主から召し出した者の家である（文献(1-1)6）。忠吉の旧家臣は4分類されている。時期別というと、忠吉が松平甚太郎家を継いだ時に彼に仕えた松平家の旧家臣「甚太郎衆」、忠吉が武蔵忍に封ぜられた時に仕官した家「忍新参衆」、次が「尾張衆」、忠吉が尾張清洲で召し出した者の家「清洲新参衆」である。

秦達之は『士林派洵』の各系譜別に寛永期の給知家臣の人数・知行高を分析している（文献(2)(133)。「人数の点では忍新参衆・弓削衆・甚太郎衆・元和

新参衆が圧倒的に多いが、それぞれの平均石高は…
（略）…全て総平均の石高に及ばない。一方、幕下御付属衆・外戚衆・尾張衆・御付属列衆は数こそ少ないが、千石以上が多く、…（略）…尾張藩の上級家臣がここにある」（文献25）135）。つまり、忠吉の旧臣のなかでは、尾張衆のみが上級家臣を構成したのである。

『士林派洵』では、尾張衆は生駒、兼松、横井、中村、毛利、津田、沢井、下方の8家とされている。しかし、毛利氏を尾張衆とするのは不適當である¹⁾。一方、駿河新参衆の赤林氏と清洲新参衆の千賀氏は以前から尾張に領地を持ち、松平忠吉の家臣であった後、義直に仕えているので、尾張衆に含めたい。毛利氏を除き、赤林氏と千賀氏を加えた9家を尾張衆とした。

この9家の来歴については、前編で述べたが、このうち、近世を通じて大身であったのは、生駒、横井、千賀の3氏である。正保2年（1645）、概高の制度に伴う知行替えの時、尾張衆のうち、「知行所を望、或在所を直に拝領之輩」は、生駒因幡、横井伊折、横井十郎左衛門、「数代之在所故、奉願拝領之輩」は千賀志摩、横井作左衛門である（文献8）85）。享保3年の「在所持衆、殺生免許之事」という書類に「在所附殺生御免の在々」を持つ10家のなかに、成瀬、竹腰らと並んで生駒、横井、千賀の3氏の在所が挙げられている（文献27）120）。

この3氏の知行地について論述する前に、知行地と在所（藩士が城下の外に屋敷を置くことを許された村）についての尾張藩の定めに触れておきたい。弘化2年の触書きに次のように記されている（文献8）466）。「藩士が村に家来を置くことについては次のように心得よ。…持高千石以下の藩士は、在所以外の知行所に家来を置いてはならない。…持高千石以上の藩士は、在所以外でも知行所に家来を置いてよい。…知行所以外の村々に家来を置くことは全ていけない。…在所以外の知行所の村に置いた家来は

全て商売をしてはならない。…在所以外では、知行所であっても村の百姓を家来にしてはならない。…」つまり、持高千石以上の藩士の場合でも、知行所以外には家来を置けないが、在所と知行所には家来を置くことができ、在所では、家来が商売することができ、百姓を家来にできたのである²⁾。

2. 生駒氏

生駒氏は藤原氏で、「昔、忠仁公が大和の生駒山麓に別邸を建て、その末流が代々、生駒に住み、生駒氏を名乗った」という（文献1-3）136）。文明年間（1469-87）に家広は尾張丹羽郡小折村（現・江南市小折町）に移住した。それは、前野氏³⁾の祖先、宗安が承久の乱に敗れ、生駒氏に庇護された旧縁を頼ってきたと言われる。生駒氏は灰（染物の原料）と油を商う馬借で財を蓄え、勢力を持つようになった⁴⁾。以来、小折を根拠地とした土豪である。家広の曾孫・家長は織田家に仕え、その妹は信長の側室となった⁵⁾。

家長は、文禄4年（1595）、秀吉から知行1,970石の朱印状を受けた。その内訳は、丹羽郡の小折1,560石、大山寺（現・岩倉市大山寺町）345石、九日市場（現・一宮市丹陽町九日市場）50石である⁶⁾。慶長2年（1597）小折村を利豊に継がせ、残りを隠居料とした。利豊は幼少から秀次に仕え、慶長5年、関ヶ原の合戦には東軍の福島正則に属し、戦後は家康の命により松平忠吉の家臣となり、知行2,000石を給された。その朱印状では従来の九日市場50石が海東郡沖之島（現・海部郡七宝町沖ノ島）95石に代わっている（文献14）222）。忠吉の没後は尾張藩士となる（文献1-3）137）。元和6年（1620）に尾張藩主・義直が利豊に与えた黒印状によると、知行高は忠吉時代と同じ2,000石であるが、小折（1,551石）の外は異動して、葉栗郡門間（現・葉栗郡木曾川町門間）361石、愛知郡山口（現・瀬戸市山口町）88石である。小折村だけが永続的な知行地であった。

第1表 文化・文政年間の生駒氏の給知

(単位：石、人)

郡名・村名	現在地	生駒氏の 給知高	村の給知高・蔵入高・村高				給知年
			給知人数	給知高計	蔵入高	村高	
丹羽郡小折村	江南市小折	845	1	1845	-	1845	1620
丹羽郡曾本村	江南市曾本町	158	4	353	164	512	
丹羽郡南小瀬村	一宮市南小瀬	23	10	756	3	759	
丹羽郡余野村	大口町余野	17	12	485	53	538	
葉栗郡後飛保村	江南市後飛保	69	9	439	40	480	1773
中島郡北島村	稲沢市北島町	163	23	1542	566	2109	1679
中島郡毛受村	一宮市大和町毛受	103	15	721	-	721	1679
中島郡七ツ寺村	稲沢市七ツ寺町	79	9	331	21	353	1773
中島郡付島村	稲沢市附島町	76	4	592	108	700	1773
中島郡南麻積村	稲沢市南麻積町	74	12	636	-	636	1773
中島郡込野村	稲沢市込野	45	11	462	65	527	1773
海東郡二ツ寺村	美和町二ツ寺	246	10	1335	64	1399	1661
海東郡西条村	大治町西条	139	32	1906	169	2075	1773
海東郡篠田村	美和町篠田	42	25	1274	1073	2348	
海東郡川辺村	七宝町川部	26	24	921	412	1336	
美濃郡大森垣外村	名古屋市中区大森	211	3	267	108	375	1661
春日井郡比良村	名古屋市中区比良	24	44	1727	720	2447	
春日井郡上野村	春日井市上野町	18	6	102	36	138	
愛知郡露橋村	名古屋市中区露橋	165	7	646	2	648	
愛知郡本郷村	名古屋市中川区本郷	106	7	295	-	295	1773
愛知郡野田村	名古屋市中区野田	30	18	914	92	1006	1773
美濃郡飯柄村	羽島市飯柄	150	4	639	-	639	
厚見郡中島村	岐阜市東中島	140	2	248	-	248	1773
羽栗郡西小熊村	羽島市西小熊	114	9	866	96	962	1773
羽栗郡浅平村	羽島市浅平	80	2	176	112	287	1679
合 計	25ヶ村	4143	303	9478	3903	23382	

資料：『尾張徇行記』、『濃州徇行記』、林董一『尾張藩の給知制』

前述のように、正保2年(1645)の高概しに伴う全面的な給知替の際にも生駒氏は「知行所を望、或在所を直に拝領之輩」であり(文献8)85)、また、「寛文五巳年、丹羽郡不残上り知に成替被下、是は切支丹御詮議に付て也、其内両家衆・生駒因幡知行は申立有之、其分に罷成候」という(文献7)299)。生駒氏は両家付家老の成瀬・竹腰とともに特別待遇を受けたのである。

次の代、利勝は、万治4年(1661)世子の傳になって、500石を加増され、この時、初めて美濃に知行(不破郡拾六村130石)を得た。彼は傳の任を終えた延宝

7年にさらに500石の加増を受け、知行3,000石となった(文献1-3)138)。生駒氏は安永2年(1773)1,000石の加増を受け、以後4,000石の知行を領地した(文献14)17)。

尾張徇行記(文化文政期)によると、生駒氏の給知は、尾張の6郡21村、美濃の3郡4村に及んでいる(第1表)。この知行を在所の小折1,845石、その他の尾張2,814石、美濃484石に分けて、百分率にすると、20:68:12である。美濃の知行の比率が低いのが目立つ。尾張藩では尾張と美濃の知行地配分の方針が決まっている。すなわち、延宝5年、「御知行

割被仰付候時、二三百石迄は濃州割合事無用に仕、自今、五百石より割込様御意候。」「高知之者には濃州多、尾州にて少く相渡候様にと思召候、たとへば五村有之ば三ヶ村も濃州にて相渡可然候、千石以上は人遣等も自由、其以下小身成者は人遣不自由にて、知行所遠候ては迷惑可仕と被思召右之通、被仰出候」。

「貞享三寅年五月御知行割、自今、千石以上之知行割、濃州にて高半分程割候様にとの思召に候旨、被仰渡候」(文獻7)296)。知行千石以上の大身には美濃で半分ほどを与えるのが原則である。生駒氏の知行地のうち、氏の一円給知村は、慶長年間の大山寺村を除けば、在所・小折だけである。他の村では他の藩士との相給(一村に複数の藩士の給知が並存すること)であり、しかも19村は蔵入地と立合(一村に給知と蔵入が並存すること)となっている。小折を除く24村を平均すると、900石の村の700石の給知を13人の藩士が分け合っており、生駒氏は100石ほどを領知していた。村高の半分以上が氏の知行であるのは、春日井郡大森垣外と厚見郡中島の2村のみである。相給の人数が前者は3名、後者は2名である。その人数が20名を超える村が5村もある。

その極端な例である春日井郡比良村では、村高2,447石のうちの1,727石の給知が44人の藩士に分割されている。生駒氏の給知24石はこの村では少ない方ではない。弘化3年の比良村絵図(文獻10)によると、生駒氏の給知は4ヶ所に分散している。その1ヶ所平均の石高6石は、およそ3反歩に当る。このことから、一村内でも知行地が細分されていたことが知られる。この村絵図のように、給人毎の知行地と蔵入地が書き分けられているのは、その作図に当って、「御蔵入給地入会之村方は御蔵入之地所・給人拝領地共、境々之見分り安き様、図面取調、一円給地之分は給人々々之地所相分候様々々絵図面取調可差出」(文獻12)184)と指示されていたからである。ところが、生駒氏の給知のあった葉栗郡後飛保村の天保12年の絵図には、給人の名は「生駒主計様」

などと書かれているが、給人毎の知行所も蔵入地との区別も書かれていない。それは、「当村之儀先年より蔵入御給知入会にて概高に相成居御地頭様方御拝領地引分候儀難仕」という理由からである(文獻22)353)。これは年貢上納が定免であるために、この村が蔵入何石、給人誰々の知行何石と分かれていても、それらの土地を特定する必要がないという意味であろう。同様の例は他の生駒氏の給知村(大森垣外、露橋、曾本、野田)でも見られる。分散知行は知行地の不平等を回避するのが目的であるが、一村内が同じ年貢率、すなわち定免であるならば、場所の違いによる差異は生じないからである。上記の「入会にて概高に相成居」という状態は、尾張西部の多くの村にあった地割制度(近世の尾張では地概ともいう⁸⁾)と関係すると思われるが、確証はない。

在所・小折村の久昌寺は生駒氏の菩提寺であり、現在も境内に累代の墓が林立している。至徳元年(1384)創建の久昌寺は、大和より移住した家広が再営し菩提寺とした。信長の側室・久菴桂昌(生駒氏の女、信雄の生母)がこの寺に葬られたため、信長は信雄に命じて寺領660石を当寺へ寄付した。それは秀吉の文禄4年の朱印状によると、丹羽郡五明村(現・江南市五明)の内にあった。慶長6年、忠吉がそれを五明村内200石に改め、以後歴代藩主から200石を給され、明治に至る(文獻14)18)。この寺領の支配に当たったのは生駒氏の勘定役である。それゆえ、寛文年間、久昌寺が無住となった時、生駒氏が自分の家臣に寺領百姓の宗門改めを行わせ、その宗門改帳を藩へ提出したのも不合理ではない。しかし、寺社奉行はこれに対して、「寺領の事は前々からの定めで寺に所属しているので、貴殿から宗門改帳を提出するのは如何なものでしょうか」と、不満を述べている(文獻19)137)。寺社奉行は地頭としての寺の権能を重視しているのであろう。久昌寺を含めて、小折村の寺社はほとんど全て生駒氏の創建か再建であり、境内や畑地は生駒氏から免税地の扱いを

受けている（文献(2-3)62）。

さて尾張御行記は小折村の生駒氏について次のように記している。「（生駒）因州殿民間休足の術に深く心を用ひられ、土地を肥腹せしめんが為に、中以下の耕夫へ土糞、又佃僕給の援けとして金子を遍くかしわたされ、譬へば十金かせれば元金二割を減八金返却させて利をえさせ、加之代官日夜村間を巡視し懶惰遊戯を攻め、専断に力をさせ、比来家給し人足りて能く治まれりと里正語れり、されば大郷にして村立よき所なり。…小折市は、古義に、享保十六亥年より六斎市御免、二月三月并十二月廿日より晦日まで日市なり」（文献(2-3)70-1）。

小折村が生駒氏の在所で一円給知であることは、小折が氏の鷹場であり（文献(1)254）、幼川という川が「小折村附にて生駒氏拝領川」であること（文献(2-3)70）、村内に氏の間奉公の百姓がいたこと⁶⁾に表れている。寛文覚書によると、毎年8月16日の天王祭には「当村より馬渡す、給人より押に出」という。また8ヶ所の土橋は「給人橋」、8町歩ほどの新田は「給人起」、村内の松林9町歩は「給人林」であった（文献(3-1)353）。

天保12年の小折村絵図（文献(2)331）によると、「生駒主計殿御在所屋敷」は、村のほぼ中央、字郷中にあった。屋敷の東から南にかけて民家、南に久昌寺、南西に若干の水田、西に八龍神社（織田信雄の氏神）、北西に常観寺がある。西から北にかけては一面の畑地である。この屋敷地は生駒氏が文明年間からいた小折城の跡地である（文献(3-1)353）。生駒屋敷絵図（文献(2)364）によると、東西127間、南北151間、川および幅4間ほどの堀に囲まれ、中は本丸、二の丸、三の丸、西の丸に分かれていた。500坪の母屋は二の丸にある。土蔵が二の丸、三の丸に4棟あり、釜屋は三の丸にある。本丸の南に沿って舟溜りがある。西の丸が最も広く、半分近くを占め、池の付近には田畑もある。その八龍神社より吉乃屋敷があり、織田信雄はここで生まれたという。西の丸の北部の

一部は埴原屋敷の跡地である。埴原加賀は甲斐出身の信長の家臣で、生駒氏と婚姻関係があつて、ここに住んでいた（文献(2-3)69）。西の丸の中に観音堂、文殊知恵社、源太夫社が配置されている。

維新後、この屋敷地に明治13年から30年まで高等小学校が置かれた。現在、旧二の丸の一部が布袋東保育園となり、その敷地内に江南市が建てた生駒屋敷跡の石碑がある。

3. 横井氏

相模次郎時行の曾孫・時利は尾張国愛知郡横井村（現・名古屋市市中村区横井）に居住していたが、その子・時永の代には海西・海東両郡に所領を持ち、横井氏を名乗り、明応2年（1493）、赤目村（現・海部郡八開村古赤目）に築城して、そこに住んだ。時永の孫・時延は織田信長の幕下に属し、天正7年（1579）に丹波鞆井の合戦で戦死した。その長男・時泰も信長に属し、のち家康に仕え、5,800石を領地した（総領家・赤目横井氏）。四男・時朝も信長、ついで家康に仕え、知行1,209石を与えられ、藤ヶ瀬（現・八開村藤ヶ瀬）に住んだ（藤ヶ瀬横井氏）。五男・時久も家康に仕え、下祖父江（現・祖父江町祖父江）など知行1,900石を領地した（祖父江横井氏）。この3家とも後に尾張藩士となる。（文献(1-3)150-2）

尾張藩成立後の慶長13年（1608）、尾張一國検地（備前検地）が実施された。この検地から横井一門の本領地は除外されている。「権現様駿府御在城之刻、伊奈備前守江尾州検知被仰付候節、横井一統知行之儀は格別之思召を以、検知御解除被成下候」というのである（文献(2)144）。それは、海西郡18村、中島郡14村、合わせて32村であった（文献(1)257）。元和6年（1620）の義直の黒印状による知行高は9,712石である（第2表参照）。本領地の8,462石の外に、1,250石の新知が与えられているが、両者は極めて対照的である。本領地の村はそのほとんどが相互に

第2表 横井氏の給知（元和6年と文化・文政年間）

（単位：石）

郡名・村名	元和6年		文化・文政年間				現在地
	横井給知	村高	横井給知	他の給知	蔵入	村高	
海西郡 18村	4075	4315	1222	1013	3199	5433	中島郡祖父江町、尾西市
中島郡 14村	4387	4632	2140	3411	3101	7892	海部郡八開村、立田村
小計 32村	8462	8947	3362	4424	6300	13325	
うち 赤目村	616	616	727	-	-	727	海部郡八開村
藤ヶ瀬村	282	282	345	47	3	394	海部郡八開村
上祖父江村	504	504	544	855	37	855	尾西市
下祖父江村	980	1230	1240	841	-	2081	中島郡祖父江町
4村計	2382	2632	2856	1743	40	4057	
海東郡 鹿伏兎村	28	861	-	402	1235	1637	津島市
千音寺村	200	1484	-	1795	-	1795	名古屋市中川区
葉栗郡 高塚村	112	250	-	?	?	362	一宮市
愛知郡 本地村	461	610	-	169	687	855	名古屋市南区
春日井郡田楽村	20	1423	-	1685	329	2014	春日井市
下原村	4	641	-	911	-	911	春日井市
上野村	15	146	-	102	36	138	春日井市
知多郡 奥田村	250	1928	-	-	2602	2602	知多郡美浜町
加木屋村	160	563	-	-	1025	1025	東海市
小計	1250	7906	-	5064	5914	11339	
合計	9712	16853	3362	9488	12214	24664	

資料：『尾張御行記』、徳川義親『尾張藩石高考』

本領の村名一覧

中島郡14村：上祖父江、下祖父江、二俣、上牧、大牧、本郷寺内、寺内、柿木島、野田、中牧、

海西郡18村：川北、江西、給父、立石、世塚、雀ヶ森、田尻、戸倉、松山中島、高畑、東川、

鶴之本、桜方、四貫、神明津、鶴之本、松方、鶴多須、古赤目、元赤目、二子、下大牧、赤目、藤ヶ瀬

隣接し、まとまっている（木曾川左岸、現在の尾西市南部から祖父江町、八開村、立田村の一带である）。それに対して新知の村は散在していて、隣接していない。また本領では、そのほとんどの村が横井氏の一元給知である。本領地では村高の9割5分が横井氏の知行である。残りの5分は太閤検地以後の新田であろう。これに対して、新知の村では一元給知の村は皆無で、相給や蔵入地との立合であり、横井氏の知行地は、平均して村高の1割5分を占めるに過ぎないのである。尾張藩においても、分散知行が一般的であったから、横井氏の本領地が特殊であり、新知のほうが普通の給知の形態である。正保2年以後は在所を除き、本領もそうなる

正保2年の知行替えの時、赤目横井氏と祖父江横

井氏は、「知行所を望、或在所を直に拝領之輩」であり、藤ヶ瀬横井氏は、「数代之在所故、奉願拝領之輩」であった。しかし、この時、横井氏の知行は著しく変化する（第2表）。第1に、在所（赤目、藤ヶ瀬、上祖父江、下祖父江）は確保され、そこでの知行高も増加したが、一元給知は赤目村のみとなり、他は相給および立合となった。第2に、在所を除く本領地の28ヶ村のうち知行が残されたのは6ヶ村（中島郡鶴之本、野田、中牧、海西郡高畑、下大牧、松山中島）に過ぎず、しかも一元給知は鶴之本村だけになった。第3に、元和6年の新知の村からは知行が全く消滅した。第4に、新しく給付された知行地は、赤目横井氏の場合（第3-1表）、尾張5郡8ヶ村、美濃2郡6ヶ村にわたり、そのうち一元給知は美濃

第3-1表 赤目横井氏の給知（文化・文政年間）

（単位：石、人）

郡名・村名	横井 給知	他の給知		蔵入高	村高	現在地
		人数	高			
海西郡 赤目村	727	-	-	-	727	海部郡八開村
中島郡 子生和村	130	4	127	520	647	稲沢市
中島郡 南高井村	54	13	849	294	1195	一宮市大和町
中島郡 鶴之本村	211	-	-	-	211	中島郡祖父江町
中島郡 野田村	125	-	-	217	343	中島郡祖父江町
葉栗郡 後飛保村	?	8	(439)	40	480	江南市、()は横井を含む
海東郡 堀之内村	58	11	453	13	524	海部郡大治町
海東郡 東溝口村	78	11	525	72	675	海部郡美和町
春日井郡 杉村	80	27	1722	80	1882	名古屋市区・東区
春日井郡 鍋屋上野村	80	15	1332	29	1440	名古屋市区・東区
愛知郡 高田村	63	16	999	90	1151	名古屋市区瑞穂区
尾張・小計	1606	105	6446	1355	9275	
中島郡 飯柄村	350	3	289	-	639	羽島市
中島郡 狐穴村	582	2	266	488	1336	羽島市
中島郡 舟橋村	537	-	-	-	537	羽島市
羽栗郡 本郷村	482	-	-	-	482	羽島市
羽栗郡 間島村	323	-	-	-	323	羽島市
羽栗郡 西小熊村	150	8	435	96	681	羽島市
美濃・小計	2424	13	990	584	3998	
合 計	4030	118	7436	1939	13273	

の3村（舟橋、本郷、間島）のみである。藤ヶ瀬横井氏の場合（第3-2表）、新知は尾張4郡6村、美濃2郡2村に散在し、一円給知の村はない。要するに、ともに一円給知の本領地から分散知行の新知へと変換させられたのである。

総領家の在所は海西郡赤目村であった。しかし、寛文年間の覚書に、「海西郡落伏村・給人横井伊折屋敷有。是は先年、赤目村に居屋敷有之処、木曾川瀬違之刻所替る」（文献(3-3)436）とある。この木曾川瀬違いは、慶長6年（1601）の尾張側木曾川堤の完成の時か、あるいは同13-14年の「御囲堤」の築造時であろう。一方、落伏村への移転は慶長12年に没した4代・時泰の時代であることは明らかである。また、上述のように正保2年に赤目村を含む本領地のほとんどを手放しているから、それ以前の移転であることはもちろんである（文献(9)32）。新しい在所

の落伏村の名称が「落ち武者」に似ているので、村名を赤目とし、従来の赤目を古赤目と改称したのは安永3年（1774）である。

赤目村（元の落伏村）について尾張御行記は次のように記している。「横井氏の在所である。氏の屋敷は佐屋川の西北にある。回りに総堀を構え、門前には武器蔵があつて櫓のようである。南の方に横井源五兵衛という者の宅地がある。これは元本家から付属されたものである。屋敷外の東南の方に家来の屋敷が20戸ほど建ち並んでいる。彼等には俸禄として土地が3反から8反歩ほどづつ与えられているので、いづれも農夫を兼ねている。村の農民の家は横井氏屋敷の前に建ち並び一村立の所である。横井氏屋敷の北に砂礫の土地がある。これは中屋敷という屋敷跡である」（文献(2-5)53）

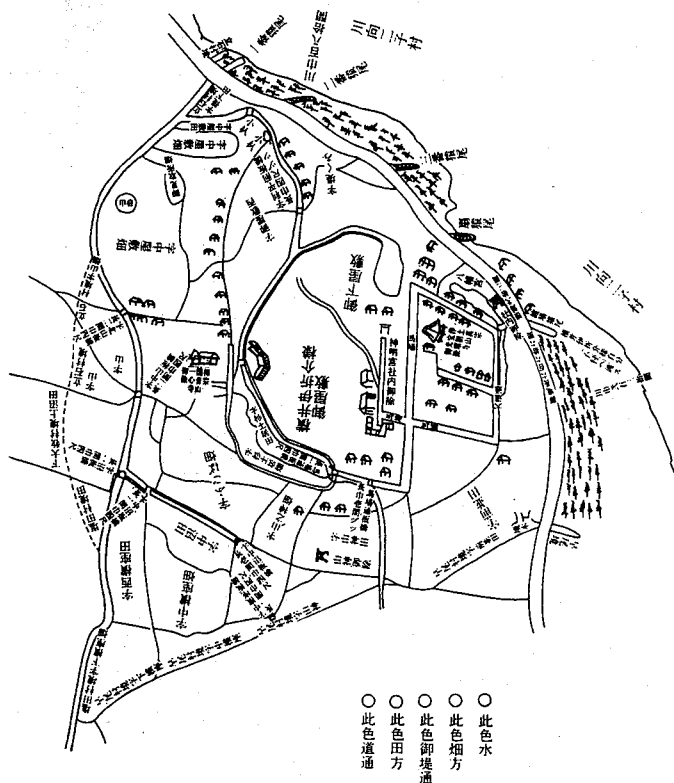
この赤目村の嘉永3年の村絵図（第1図）を見る

第3-2表 藤ヶ瀬横井氏の給知（文化・文政年間）

（単位：石、人）

郡名・村名	横井 給知	他の給知		蔵入高	村高	現在地
		人数	高			
海西部 藤ヶ瀬村	345	1	47	3	394	海部郡八開村
海西部 下大牧村	39	6	370	-	409	海部郡八開村
海西部 高畑村	22	2	68	75	165	海部郡八開村
海東郡 西条村	40	31	1886	154	2059	海部郡大治町
海東郡 花長村	40	12	635	119	795	海部郡美和町
海東郡 光正寺村	70	1	22	39	131	津島市
丹羽郡 塩尻村	37	10	489	-	526	一宮市千秋町
春日井郡法成寺村	33	14	681	-	714	西春日井郡西春町
愛知郡 中根村	36	10	757	126	919	名古屋市瑞穂区
尾張・小計	662	87	4955	516	6112	
加茂郡 上飯田村	66	3	500	-	566	加茂郡八百津町
中島郡 飯柄村	53	3	585	-	639	羽島市
美濃・小計	119	6	1085	-	1205	
合 計	781	93	6040	516	7317	

資料：『尾張徇行記』、『濃州徇行記』、林董一『尾張藩の給知制』



第1図 赤目村村絵図（嘉永3年）（『八開村史・資料編・1』70頁による）

と、村の中央に「横井伊折介様御屋敷」、それを囲むように一心寺、光耀寺、神明宮、八幡宮、山神が描かれている。屋敷は総堀をめぐらし、その回りには水田を主とした耕地がある。門前には馬場を兼ねた大道通りが走り、表門、裏門、家来屋敷、農家が建ち並んでいる。堀の内はおよそ東西200間、南北175間の広さの区域である（文献9）74）。

赤目村の村高727石は、すべて横井氏の知行であるが、藤ヶ瀬横井氏の在所・藤ヶ瀬村では尾張御行記によると、村高394石のうち横井氏（孫右衛門）の知行高は345石であり、まだ検地を受けていない新田7町歩ほどが横井氏の「請控」になっている⁸⁾。村高の残りは森村氏の給知が47石、わずかの新田（2石）が蔵入である。横井氏の在所であるが、正保2年以降は相給になり、その後新たに開発された狭い新田が蔵入とされたのである。ただし、もっと後の嘉永3年の村絵図によると（文献9）44）、横井孫右衛門の知行（392石）以外は5石余の新田の蔵入地のみであるから、森村氏の元の知行地を他の村の自分の知行と取り替えたのであろう。69軒のうち6軒が横井氏の家来であった。横井氏の屋敷は2町7反余あり、回りには堀を巡らせている。

尾張御行記は次のように記している。「此村落は郭中窮北の地にて東北西三方に堤襟帯せり、是横井孫右衛門湯沐の地なり、宅地あり、農屋は一村立の所なり竹木茂れり、村人黒田覚四郎といへる者は横井氏の臣に属して富戸也、是は地高にして水落よき所也」また、村の西音寺は永禄4年、大明神山神社は明暦元年に横井氏が創建している（文献5-3）62-3）。

天保12年の上祖父江村村絵図によれば（文献23）47）、村高865石の内、横井十郎左衛門415石、横井孫右衛門29石、横井此右衛門100石の他は5人の給知と蔵入地（37石）である。この絵図には蔵入地とそれぞれの知行地は書き分けられていない。それは、「当村儀は御概地に御座候に付、御蔵入・御給地人様田畑境相分り不申候」だからである。生駒氏のと

ころで述べた葉栗郡後飛保村と同様である。それでも、上祖父江村は横井氏の在所であるので、家数175軒のうち3軒の百姓が横井十郎左衛門の家来であり、人数827人のほかに16名の家来が住んでいた。他方では蔵入り百姓も10軒が特定されている。

横井氏の給知のあった高畑村（現・八開村高畑）の嘉永3年村絵図によると、村高120石の内訳は、蔵入30石と横井3氏の知行90石であるので、家も53軒が蔵入百姓18軒と給知百姓35軒に区別されている。しかし、「当村之儀、御蔵入・御給知、御概地にて入会に御座候に付田畑地境等相分り不申候」という（文献9）54）。「村間に横井作左衛門宅地あり、其旧臣佐藤与左衛門、其外神明津御番所添番佐藤久八郎同治右衛門代々ここに住居す」（文献2-5）55）。

また、海西郡松山村は「横井作左衛門采地なるに依り其分家の由にて横井伴右衛門と云浪人ここに住居す、南の方平岡上に宅一区を構へ、長屋門白壁黒腰板向ふ玄関付にてよき宅地なり。旧き浪人にて被官の者も十人ほどあり、家頼同様につかへり、今にては作左衛門に付属し此村高を四分通りほとも控へ来ると也」（文献2-3）57）とある。

美濃国安八郡西島村は村高1,185石のうちの197石を横井三太夫が知行する蔵入・給知立合の村であるが、「頭百姓四、五戸もあり、庄屋留右衛門屋づくり大体よし、又横井伊折介家頼分百姓田中太蔵と云者あり、是は長屋門などを構へ屋づくりもよくみへたり、あとは小百姓多し」（文献17）68）。赤目横井氏は自分の知行地のない村にも家来を置いていたのである。

4. 千賀氏

千賀氏は、伊予国越智郡の出身で、志摩の千賀浦（現・鳥羽市千賀町）に移って千賀を名乗り、南北朝の頃は南朝にくみし伊勢湾で活躍し、尾張知多郡の大野（現・常滑市）の佐治氏に仕え奥田（現・常滑市）、内海（現・南知多町）にとどまったあと、師

第4表 千賀氏の給知（元和6年と正保2年以降）

（単位：石、人）

郡名・村名	現在地	千賀氏給知高		村の給知・蔵入高（文化文政年間）				給知年
		元和6年	正保以降	給知人	給知高	蔵入高	村高	
知多郡 師崎村	知多郡南知多町	336	366	1	366	-	366	正保2年
知多郡 須佐村	知多郡南知多町	698	1034	1	1034	715	1750	正保2年
知多郡 日間賀島	知多郡南知多町	37	4	1	4	89	94	正保2年
知多郡 篠島	知多郡南知多町	25	-	-	-	135	135	
知多郡 乙方村	知多郡南知多町	208	-	-	-	495	495	
知多郡 片名村	知多郡南知多町	197	-	-	-	546	546	
愛知郡 露橋村	名古屋市中川区	-	144	7	646	-	646	寛文元年
春日井郡 松河戸村	春日井市	-	170	17	1002	775	1777	寛文6年
海東郡 伊麦村	海部郡七宝町	-	131	14	735	868	1603	寛文6年
海東郡 春田村	名古屋市中川区	-	68	13	850	-	850	?
海東郡 富塚村	海部郡美和町	-	62	11	604	97	701	?
春日井郡 徳重村	西春日井郡西春町	-	20	19	863	29	892	?

資料：『知多郡史』、『尾張徇行記』

崎（現・南知多町師崎）の羽豆ヶ崎城に佐治氏の陣代として配置された（文献24100）。

その後は今川、織田、徳川3氏の指令を受けたが、ついに徳川に帰属し（文献3017）、「天正二戌年春織田有楽知多郡被致領地候付本領之儀替地可相成處從權現様高木筑後を以御理被仰入本領安堵」されて（文献10833）、天正12年の小牧・長久手の合戦には、戸田三郎右衛門、向井兵庫などとともに知多半島を警護した（文献13248）。天正18年（1590）の家康の關東移封に伴い、相模国三浦三崎に移住して下田船奉行となり、翌年に知行1,000石（三崎、向ヶ崎、松輪、森崎、和田、大津、津久井の7か村）を与えられた（文献10832）。

関ヶ原の合戦の時（1600）、知多半島に攻め込んだ九鬼水軍を撃退した功績により、その本領の故をもって師崎の地を賜わったという（文献（1-3）297）。同年、尾張清洲には松平忠吉が入封したが、知多郡のみは当初は家康の直轄領であった。その知多郡を慶長11年（1606）に忠吉に加増する際に、「千賀孫兵衛の知行地のうち、在所である師崎と須佐はそのままとし、篠島、日間賀島、乙方、片名の4村は蔵入地として代官支配にして、その代償の土地を朱印状

によって給与する」ことになっていた¹⁰⁾。しかし、千賀氏が「本領たる師崎の地を離るゝを好まず」（文献13285）、「千賀孫兵衛の本領は長く持ち続けてきた知行地であるので、今度、知多郡を尾張藩主・松平忠吉に加増するに当っては千賀氏を尾張藩に付属替するから千賀氏の本領は従来通りに与える」となった（文献10833）。千賀氏は尾張藩士となり、忠吉の死後は義直の家臣に繰り入れられた。

元和6年（1620）の義直黒印状によると、知行1,500石の知行地は師崎村のほか、須佐、片名、乙方の3村と篠島・日間賀島の2島にあった（文献10371-7）。それらは在所である師崎とその周辺である（すべて現在の知多郡南知多町である）。しかし、一円給知は師崎村のみであり、他はそれぞれの村の一部であった（第4表）。

正保2年（1645）の概高制に伴う全面的な給知替の際に、千賀氏は、「数代之在所故、奉願拝領之輩」（文献886）であったから、師崎を一円知行し続け、須佐での知行は増加したが、日間賀島では37石からわずかに4石に減り、片名、乙方、篠島のそれは上り知となった（第4表参照）。こうして千賀氏の知行地は師崎と須佐に集中する。他の知行地は蔵入地立合や

相給という一般の給知形態である。

寛文元年、新しく愛知郡露橋村（現・名古屋市中川区露橋町）のうちで144石の知行地を得た。このことについて、尾張徇行記の師崎の部分に、「高の内百四十四石四斗は志摩本知、（概以後）卯より子まで十ヶ年概免四つに合わざる故に知足として寛文元辛丑年露橋村にて換地賜はり其年より諸役除になる」と記載されている（文献(2-5)323）。これを説明しよう。すなわち、正保2年の概高の制度で千賀氏の知行地の石高（本知）は1,404石余となった。この知行地の慶安4年から万治3年までの10年間の年貢率の平均を計算したところ、3割6分であった（文献(2)372-3）から、年貢米の年平均は506石弱である。ところで、概高の制度は実際の年貢が石高の4割に当るように、石高を修正したのであるから、千賀氏の知行石高は、年貢（506石弱）を0.4で割った値、つまり1,264石しかないことになる。本知の1,404石より140石余が不足する。その分の知行地を露橋村で給与されたということである¹¹⁾。これを尾張藩では「込高」という。込高は「正保二酉年、御国中概高に相成候節、免四ツ取に付き不申給人へ免四ツに合候積り、万治寛文之頃、足地被下置候分を込高と申候」（文献(29)443）。

また、元禄6年（1693）に2代藩主の隠居料にするために、知多郡の給知を蔵入地として、その分の知行を他の郡に移した時にも、千賀氏の師崎村と須佐村は、志水氏の大高（現・名古屋市緑区大高町）、高木氏の大井（現・南知多町大井）、水野氏の河和（現・美浜町河和）とともに、「各由緒有之により其まま領知せしめ」られた在所である（文献(2-5)148）。2代藩主の死去後も、明治に至るまで、知多郡はそのほとんどが蔵入地とされたままで、給知は例外的であった（文献(3)18）。

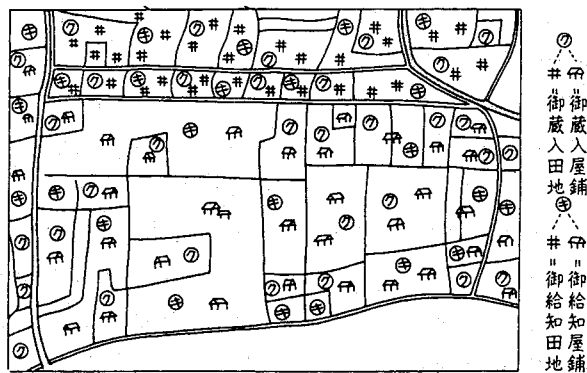
千賀氏は関東から師崎に帰って、慶長5年以降、「尾三勢志四ヶ国之通船を師崎山より遠見仕、怪敷船は相改固め罷在」と同時に代々、藩の船奉行を勤

め（文献(16)833）、名古屋城下の納屋橋近くに役宅があり、藩の船舶のほかには師崎に私船（千賀手船）を持ち¹²⁾、水主を養成した（文献(24)103）。慶長7年（1602）「幡頭崎古城を村内に引移、右之古木を以居屋敷取建申候」（文献(16)833）。「千賀氏宅は幡豆崎の北浜辺にあり。宅の左に濠を築回し山を背にして要害の地なり」（文献(2-5)325）。天保14年の師崎村村絵図（文献(28)）を見ると、大浦の湾奥に千賀屋敷が描かれている。屋敷は1,482坪である（文献(26)221）。

師崎は「元来漕賈又は漁業を第一営みとする所故に中とほり屋並よく町もあり、村中に酒屋三戸あり、酒は勢州志州紀州の中へ積送れり、回船持は十六人程あり、諸国へ懸合商ひをする、…六百石より八百石まで回船三艘、波不知船は大小十四艘あり、漁師は三十九人程あり漁舟は八艘、…小船五十六艘あり」という（文献(2-5)324）。

師崎では、享保16年に六斎市と3月中および12月22日から26日まで5日間の日市を開くことが許された。前述のように、六斎市は同じ年に生駒氏の在所・小折でも、知多郡では、翌年に志水氏の在所・大高に許可されている（文献(7)345）。市場の免許において大身の在所が優先されているようである。

師崎村の松山39町歩は千賀氏の拝領山であるが、須佐における拝領山はもっと广大で、918町歩であった（文献(3-3)92-4）。須佐村（現・南知多町豊浜）は師崎とともに千賀氏の在所であり、「殺生免許」の鷹狩り場であった（文献(27)120）。「千賀氏其先南紀より出、須佐の城に住居す、今其の城跡正衆寺の東方に有り、城山と呼び畠を城の腰と云、永正年中、千賀八郎兵衛為親、長面寺を再興し、池永山正衆寺と改号し菩提寺となす」という（文献(28)27）。しかし、師崎とは異なり、須佐は村高1,750石のうちの1,034石が千賀氏の知行、残り715石は蔵入地という立合形態であった。天保12年の須佐村村絵図（文献(28)）には、田地、畑、宅地が蔵入地と「千賀与八郎様御給知」とに色分けして描かれている。第2図は村の一



第2図 須佐村須佐浦の蔵入・給知区分 (天保12年)
(『南知多町誌・資料編・1』24頁による)

部・須佐浦の集落である。ほぼ1軒毎の宅地、1筆毎の田畑が区別されている。このように、斑状に交錯して配置されているのは、両者の土地条件に差異が生じないように配慮されているためである。

知多半島の2島、篠島・日間賀島には千賀氏の知行地があり、正保2年以降も日間賀島にはわずかではあるが、知行が残された。しかし、2島と千賀氏との関係はそればかりではない。氏は篠島と日間賀島の代官を兼ねている。このうち篠島は尾張藩の流罪地であったから、流人の管理にも当たったのである(文献19349)。また千賀氏は藩主らの「御肴御用」の任にあり、その「御用」はこの2島に下命されている(文献26221)。

5. 結び

戦国時代からの尾張地方の小領主であった尾張衆は、尾張藩の上級家臣団の一角を占めた。とくに生駒、横井、千賀の3氏は正保2年の税制改革の時も伝来の在所を維持する。生駒氏の小折、横井氏の赤目、千賀氏の師崎では、一村一円支配が続き、そこでは彼等は依然として小領主であった。しかし、近世中期以降、在所以外の彼等の知行地もほとんど相給か蔵入立合となる。徴税条件の平等化を目的とした分散知行制が、在所以外の彼等の給知に適用され

ることによって、彼等と村の農民との関係はごく弱くなった。とくに定免制になった村では、彼等の知行地として特定される土地は存在しなかった。そこからは、彼等の給知高に定免の免率を乗じた年貢米が、村の庄屋らによって取り纏められ、納入されたのである。

尾張藩においても、大名級の万石以上の5家(成瀬、竹腰、渡辺、志水、石河)を例外として、尾張衆のような上級家臣も村とその住民との直接的関係は在所に限られたのである。

注

- 1) 毛利氏の本領は美濃中島郡であり、土岐氏、斎藤氏、信長、秀吉、家康に仕えた後、元和元年(1615)に家康の命によって尾張藩に付属している(文献(1-3)177)。松平忠吉の家臣であったことはないからである(文献3243)。
- 2) 文政9年の千石以上の知行取りは60人である(文献20290)。また、幕末期の65人の千石以上の藩士のうち在所を持つ者は25人であった(文献(5)153-307)。
- 3) 丹羽郡前野村(現・江南市前野)の武士。「良峯氏系図」に「前野時綱、尾州、号前野右馬二郎」とあり、時綱の子孫が前野村で繁衍し、信長・秀吉の

家臣になったという（文献⑪339）。

- 4) 屋敷跡地に江南市教育委員会が平成4年に建てた解説板による。
- 5) 幼名・お類、信長の側室（吉乃の方）となり、信忠、信雄、徳姫（後に家康の長男・信康の室）を生んだ。永禄9年、病没すると小折村新野で荼毘に付された。天正12年、小牧・長久手の合戦には、家長は、家康とともに小折を訪れた信雄を案内し、生駒屋敷近くの富士塚に登って敵軍を視察した。後の天和2年、生駒氏はその祖先の事跡を永久に伝えるため、林大学頭信篤に請い、富士塚に碑を建てた（文献⑭17-8）。現在、その碑は江南市指定文化財である。
- 6) 内訳の合計が1,955石で、1,970石に15石不足する。朱印状の包み紙に「小折往古、西川田筋木曾川洪水切渡、本田永荒ニ成、故ニ千石ノ高不足ノ砌ニ付、朱印高不足有、後ニ連郷再興、本高ノ積リニ成也、為後代心得印置也」と記載されているのは（文献⑭219）、この不足分ではなく、本来の知行高が2,000石の筈なのに、朱印状の石高が1,970石であることを指す。
- 7) 天保15年12月の「小折村山・油海道入別改帳」によると、62戸のうちに3人の生駒家奉公人がいた。戸主の伯父などの老人（59歳、64歳、68歳）であり、20年以上の奉公人もいる（文献⑭98-109）。
- 8) 江戸時代の尾張藩の地方用語解説書に「地割・地概共、たとへば一村之内、悪敷地方と宜き地方有之候節、村中之百姓控地無甲乙様に百姓共立合候而、地方割付け、銘々之控地を相改め候儀を申候」とある（文献⑭446）。
- 9) 請控とは、「御家中之輩知行之内、本村は給知御座候処、其村に附候御蔵入之見取所新田等、子細有之、給人に引請、御年貢差出候を申候」（文献⑭461）。
- 10) 「松平忠吉尾張を領し、幕府に請ひて（千賀）重親を勢州尾林村五千石の地に転封せんとす」（文献⑬285）という。「尾林村」は現在の三重県会郡御

苗村小林であろう。

- 11) 尾張徇行記によれば、露橋村は村高646石、7人の給人の一円給知であるが、その給人の中に、上述の150石の生駒氏、144石4斗5升の千賀氏がいる（文献(2-1)93）¹²⁾。慶長17年、大坂の陣に千賀与八郎は家康に従い戦功をたて、家臣の稲生猪右衛門は10艘の船団（手船3、家臣の船4、領民の船3）を率いて参加して、敵の軍船大坂丸を捕らえる活躍をした。以後、手船以外の7艘は「師崎7艘」と称し、役銀御免の待遇を受けた。千賀氏の海上警備の私船（千賀手船）は金銀箔飾りの豪華なもので、船頭は帯刀して浦賀番所の検問を受けるなどの特権を許され、全国の船乗りから恐れられた。尾張藩の船の纏いは総紺地に中央に日の丸を入れた扇の紋を白く現したものであったが、扇に日の丸は千賀氏の定紋である（文献⑭4123-5）。

参考文献（順不同）

- (1) 『士林浜潤・1～4』名古屋叢書続編・17～20（昭和41～43年）
- (2) 『尾張徇行記・1～5』名古屋叢書続編・4～8（昭和39～44年）
- (3) 『寛文覚書・1～3』名古屋叢書続編・1～3（昭和39～41年）
- (4) 『尾藩世記・上』尾張叢書三編・2（昭和62年）
- (5) 『金鱗九十九之塵・上』名古屋叢書・6（昭和34年）
- (6) 「編年大略」名古屋叢書・4（昭和37年）pp. 177-418
- (7) 「地方古義」名古屋叢書続編・3（昭和41年）pp. 193-447
- (8) 「武家命令宛事」名古屋叢書・2（昭和35年）pp. 53-154
- (9) 『八開村史・資料編・1・村絵図集』（平成2年）
- (10) 『尾張国町村絵図』（徳川黎明会叢書）国書刊行会（昭和63年）

- (11) 『愛知県の地名』平凡社（昭和56年）
- (12) 『新編一宮市史・資料編・8』（昭和43年）
- (13) 名古屋市編『名古屋市史・人物編・第一』川瀬書店（昭和9年）
- (14) 『江南市史・資料編3・古文書編・上』（昭和55年）
- (15) 『新編一宮市史・本文編・上』（昭和52年）
- (16) 知多郡役所編『知多郡史，上・中・下』（大正12年）
- (17) 平塚正雄編纂『濃州徇行記』一誠社（昭和12年）（昭和45年，大衆書房復刻発行）
- (18) 林 董一『尾張藩の給知制』一條社（昭和33年）
- (19) 林 董一『尾張藩公法史の研究』日本学術振興会（昭和37年）
- (20) 林 董一編『尾張藩家臣団の研究』名著出版（昭和50年）
- (21) 徳川義親『尾張藩石高考』徳川林政史研究所（昭和25年）
- (22) 『江南市史・資料編・2・文献編』（昭和52年）
- (23) 『尾西市史・村絵図編』（昭和57年）
- (24) 『南知多町誌』（昭和56年）
- (25) 秦 達之「初期尾張藩の家臣と給知」上記(20) pp. 127-164.
- (26) 吹抜秀雄「近世における地頭の研究」上記(20) pp. 211-228.
- (27) 「吏事随筆」名古屋叢書・3（昭和36年）pp. 85-270.
- (28) 『南知多町誌・資料編・1・近世村絵図集』（平成2年）
- (29) 「地方品目解」名古屋叢書・10（昭和37年）pp. 443-66.
- (30) 村瀬正章『近世伊勢湾海運史の研究』法政大学出版局（昭和55年）
- (31) 拙稿「近世の尾張知多郡における給知と地頭」地理学報告（金沢大学文学部）第5号（平成元年）pp. 1-22
- (32) 拙稿「尾張藩における給人領とその給人（前編）」金沢大学文学部論集・史学科編・第10号（平成2年）pp. 31-50
- (33) 拙稿「近世の尾張藩における尾張衆とその知行地（前編）」地理学報告（金沢大学文学部）第6号（平成4年）pp. 13-22